

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
8月8日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(二件)
(森林整備課).....三
- 解除予定保安林(上関町)(森林整備課).....三
- 公告
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....三
- 県営伊上地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課).....三
- 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課).....三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
- 教委規則
- 教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....四



山口県告示第四百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関 成

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|------------------|-----------|
| 小笠原医院 | 宇部市錦町一五番八号 | 平成一八、五、三一 |
| 永井皮ふ科医院 | 大字際波一二二五二 | " " " " |
| 中島医院 | 岩国市由宇町中央二丁目六番八号 | " " " " |
| 医療法人山隆会周南クリニック | 周南市有楽町二三 | " " " " |
| 宮里内科 | " 大内町八番三〇号 | " " " " |
| 医療法人社団長明会長沢病院 | 山陽小野田市中央二丁目五番二六号 | " " " " |
| なべくら薬局 | 宇部市鍋倉町六番四三三 | " " " " |
| さんあい薬局大道駅前店 | 防府市大字台道三五七九の七 | 平成一七、三、一九 |

山口県告示第四百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関 成

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-----------------|----------|
| 医療法人太白会ひがしきわ整形外科クリニック | 宇部市大字東岐波五六一〇の七 | 平成一八、六、一 |
| 永井皮ふ科医院 | " 大字際波一五七五の四 | " " " " |
| うつみ内科クリニック | 柳井市南町四丁目二番一四号 | " " " " |
| 宮里クリニック | 周南市大内町九番一六号 | " " " " |
| うえむらデンタルクリニック | 山口市阿知須四八五三の八 | " " " " |
| ホワイト歯科 | 防府市寿町四番二五号 | " " " " |
| みとう歯科医院 | 美祢郡美東町大字綾木二六四九の | " " " " |
| なべくら薬局 | 宇部市鍋倉町六番四三三 | " " " " |
| そごう薬局三田尻店 | 防府市お茶屋町一〇番二号 | " " " " |

山口県告示第四百二十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号の命令を行うので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関 成

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、山口市、萩市、岩国市、長門市及び阿武郡阿東町の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成十八年八月二十八日から平成十九年三月二十六日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山口県告示第四百二十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定により、特別伐倒駆除を命ずるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関 成

一 区域及び期間

(一) 区域

光市及び萩市の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成十八年八月二十八日から平成十九年三月二十六日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破碎するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置のうち破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるよう行うこと。
- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったとき

は、山口県森林病害虫等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(一)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字水ヶ久保一六二の三九、一六二の四〇
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため



(四二七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関成

| | | | | | |
|----------|----------|------|-------|-----------------|-----------|
| 一 就任した役員 | 土地改良区の名称 | 理事の別 | 氏名 | 住 | 所 |
| | 阿東町土地改良区 | 理事 | 藤田 美仁 | 阿武郡阿東町大字徳佐上三八五五 | |
| | " | " | 坂本 桂吾 | " | 大字生雲中二六六四 |
| 二 退任した役員 | 土地改良区の名称 | 理事の別 | 氏名 | 住 | 所 |
| | 阿東町土地改良区 | 理事 | 山見 常浩 | 阿武郡阿東町大字徳佐中三九三一 | |
| | " | " | 渡邊 甲一 | " | 大字生雲中一一五七 |

(四二八) 県営伊上地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営伊上地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
県営伊上地区ほ場整備事業換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年八月九日から同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(四二九) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十八年八月八日

山口県知事 二井 関成

登録番号

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

八二六 河野 幾正 萩市大井三六六三

幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

生産事業者の氏名及び住所に同じ。

一一五〇 藤原 正雄 " 大字福井下三〇四四

"

"

(四三〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年八月八日

山口県知事

二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市伊保庄字南瀬越

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市伊保庄三五九七番地

吉村伊知郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市古開作字東土穂石

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市古開作五六四番地の二

横山 一哉

柳井市古開作二二〇三番地

間鍋 政子



教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十八号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則(平成四年山口県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(職務復帰後における給与の取扱い)

第六条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業規則の適用を受ける者の例により、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年八月八日印刷
平成十八年八月八日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)